

そうだんまどぐち

① 相談窓口

らんざんまちやくば ふくしか しゃかいふくしたんとう でんわ
嵐山町役場 福祉課 社会福祉担当 電話 0493-62-0716

嵐山町にお住まいの障害者（児）及び難病疾患の方の総合的な窓口です。障害福祉サービスのことや日常生活で困っていること等がありましたら、お気軽にご相談ください。

しょうがいしゃいたくそうだんしえんじぎょうしょ 障害者委託相談支援事業所

嵐山町から委託を受けた次の事業所において、身体・知的・精神に障害のある方やご家族からの相談を受付けています。相談は無料です。相談を希望される方は、直接各事業所へご連絡ください。

| じぎょうしょめい 事業所名 | でんわ 電話 | ふあっくす FAX |
|--|--------------|--------------|
| そうごうふくしえりあ そうだんしえんじぎょうしょ 総合福祉エリア相談支援事業所 | 0493-21-5570 | 0493-25-3305 |
| せいぶ ひきちいきしえん 西部・比企地域支援センター | 0493-81-5310 | 0493-81-5315 |
| ひきせいかつしえん 比企生活支援センター | 0493-81-7145 | 0493-81-7146 |

さいたまけんそうごう あげおしにしきいつか
埼玉県総合リハビリテーションセンター（上尾市西貝塚148-1）

でんわ
電話 048-781-2222

障害のある方に対し、最もふさわしいサービスを専門的な立場から総合的に相談・判定を行うところです。障害程度や自立支援医療（更生医療）給付などについて、医学的、心理学的及び機能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ福祉課社会福祉担当へご連絡ください。

かわごえじどうそうだんじょ かわごえしみやもとちょう でんわ
川越児童相談所（川越市宮元町33-1） 電話 049-223-4152

18歳未満の児童の養育・発達に関する相談に応じます。また、児童の心理判定、児童福祉施設への入所など必要な指導援助を行っています。

相談・判定を希望される方は、あらかじめ福祉課社会福祉担当へご連絡ください。

みんせい じどういじん
民生・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された委員が、それぞれの地区において相談に応じ、行政や関係機関とのパイプ役として社会福祉の増進に努めています。お住まいの地区の担当民生委員については、福祉課社会福祉担当までお問合せください。

しんたいしょうがいしゃそうだんいん
身体障害者相談員

身体に障害のある方、またはその家族からの相談に応じ、福祉事務所などの関係機関との連絡のもとに、必要な指導を行っています。

この相談員は民間の協力者で、本町では次の方が町より委嘱されています。

| しめい 氏名 | てんわ 電話 |
|-----------------|--------------|
| すぎた まもる 杉田 守 | 0493-62-3683 |

ちてきしょうがいしゃそうだんいん
知的障害者相談員

知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたります。

この相談員は民間の協力者で、本町では次の方が町より委嘱されています。

| しめい 氏名 | てんわ 電話 |
|-------------------|--------------|
| うちだ ふじお 内田 富士夫 | 0493-62-8451 |

らんざんまちしょうがいしゃぎゃくたいぼうし
嵐山町障害者虐待防止センター（福祉課内）

電話 0493-62-0716

障害者本人や養護者、周囲の人からの障害者虐待に関する様々な相談を受付けています。

平成24年10月より「障害者虐待防止法」が施行され、障害者への虐待禁止、虐待を発見した人への通報義務などが定められました。

家庭や職場、障害者福祉施設などの様々な場で、障害者虐待を発見した時は、嵐山町障害者虐待防止センターにご相談ください。

【障害者虐待の例】

| 区分 | 具体例 |
|--------------------------|--|
| 身体的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ・暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること ・身体を縛りつけたり、過剰に投薬したりすることによって身体の動きを抑制すること |
| 性的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ・性的な行為を強要すること ・わいせつな言葉を発すること |
| 心理的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ・脅し、侮辱などの言葉を浴びせること ・仲間はずれや無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること |
| ネグレクト (放棄・放置) | <ul style="list-style-type: none"> ・食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしないこと ・必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと |
| 経済的虐待 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用すること ・本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること |

※虐待を受けているご本人は、それを虐待とっていなかつたり、被害を訴えることが出来ない場合もあります。虐待の予防、早期発見のためにご協力をお願いします。

② 障害者手帳の取得

身体障害者手帳

身体に障害のある方が身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、県知事から交付されるもので、様々なサービスを受けることができます。

【障害の範囲及び等級】

対象となる障害は、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能）、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方で、その程度により1～6級までに区分されます。

<申請手続き>

所定の診断書用紙を窓口で受取り、身体障害者福祉法の指定医に診断書の作成を依頼してください。なお、障害の種別によって診断書用紙が異なりますので、お確かめの上、それぞれの種別を担当する指定医の診断を受けてください。（埼玉県内の指定医は窓口でご確認ください。）

- ① 作成した診断書、印鑑、個人番号が確認できる書類、本人確認ができる書類をご持参の上、申請手続きをしてください。
- ② 手帳の交付は、概ね2ヶ月ほどかかります。県から町へ送付され次第、通知いたしますので、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚をご持参ください。

| 事項 | 手帳 | 写真 | 印鑑 | 診断書 | 個人番号 確認書類 | 本人確認 書類 |
|-------------------------|----|----|----|-----|--------------|------------|
| 新規申請の時 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障害程度の変更又は 障害種別を追加する時 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再認定を受ける時 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 手帳をなくした時 | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 手帳を破損した時 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 氏名、住所が変わった時 | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 本人が死亡した時 | ○ | | ○ | | | |

りょういくてちょう
療育手帳

知的に障害のある方に対し、各種サービスや相談を受けやすくするために県知事が交付する手帳です。障害の程度を埼玉県では、**㉠**、A、B、Cのアルファベットで表示しています。

<申請手続き>

印鑑をご持参の上、申請手続きをしてください。提出された申請書は、本人が18歳未満の場合は児童相談所へ、18歳以上の場合は埼玉県総合リハビリテーションセンターへ送付し、障害程度の判定を依頼します。

- ① 判定は、面接によって行います。申請後、それぞれの相談所から直接又は福祉課を経由してご家庭に日時の連絡がありますので、日程調整の上各相談所に行ってください。
- ② 知的障害と認められた場合は、県から手帳が交付されます。県から町へ送付され次第、通知いたしますので、写真（たて4cm×よこ3cm）1枚をご持参ください。なお、18歳未満で取得した手帳には有効期限があり、原則として3～5年ごとに再判定を行います。

| 事項 | 手帳 | 写真 | 印鑑 | 母子手帳 (18歳以上の 場合) | 小・中学校の通知 表 (18歳以上の 場合) | 本人確認 書類 |
|-------------|----|----|----|------------------------|---------------------------------|------------|
| 新規申請の時 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障害程度の変更する時 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 再判定を受ける時 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 手帳をなくした時 | | ○ | ○ | | | ○ |
| 手帳を破損した時 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 氏名、住所が変わった時 | ○ | | ○ | | | ○ |
| 本人が死亡した時 | ○ | | | | | |

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳

精神に障害のある方が、一定の精神障害の状態にあることを認められた場合に、県知事から交付されるもの。各種支援を受け、自立や社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。障害程度により、1級から3級に区分されています。

＜申請手続き＞

- ①福祉課にて所定の診断書を受取り、医師に診断書の作成を依頼してください
（診断書は、初診日から6か月を経過した日以降に記載されたもの）。
 また、精神障害を支給事由として障害年金を受給されている場合、診断書ではなく年金証書及び年金払込通知書等の写しで代用ができます。
- ②医師が作成した診断書又は精神障害を支給事由とする年金証書及び年金振込通知書等の写し、印鑑、個人番号が確認できる書類と身元の確認ができる書類をご持参の上、福祉課で申請手続きを行ってください。
- ③県から町へ手帳が送付され次第通知しますので、写真（縦4cm×横3cm）1枚をご持参の上、福祉課へお越しください。なお、本人が来られない場合は、ご家族がお越しください。（その際はお越しになるご家族の身分証明もお持ちください）。手帳の交付は申請から概ね2か月かかります。

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される方は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要です。尚、手帳の更新手続きは有効期間の3か月前から申請を行うことができます。

| 事項 | 手帳 | 写真 | 印鑑 | 診断書又は年金証書・振込通知書の写し | 個人番号確認書類 | 本人確認書類 |
|-------------|----|----|----|--------------------|----------|--------|
| 新規申請の時 | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 障害程度の変更する時 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 再判定を受ける時 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 手帳をなくした時 | | △ | ○ | | ○ | ○ |
| 手帳を破損した時 | ○ | △ | ○ | | ○ | ○ |
| 氏名、住所が変わった時 | ○ | △ | ○ | | ○ | ○ |
| 本人が死亡した時 | ○ | | ○ | | | |
| 個人番号が変わった時 | | | | | ○ | |

△…写真は本人の希望により貼付けないこともできます。

窓口：福祉課社会福祉担当 電話：62-0716

てちょう
サポート手帳

乳幼児期から成人に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害を適切に理解してもらったりするための支援手帳です。

主に発達障害のある方やその家族へのよりよい支援を目指して、埼玉県で作成したものです。必要に応じて、発達に気がかりな方など、それ以外の方でも使用することができます。

配布窓口：福祉課 社会福祉担当 電話：62-0716

③医療助成

●重度心身障害者（児）医療費助成

病院などで診療を受けた場合に、保険診療の自己負担金を助成します。ただし、高額療養費・附加給付・食事、生活療養標準負担額は除きます。

<対象者>

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けた方
 - ・療育手帳[Ⓐ]・A・Bの交付を受けた方
 - ・65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合が定める次の障害程度の状態であると認定を受けた方、または町長の認定を受けた方 ※申請が必要です。
 - ア 精神障害者手帳1級・2級
 - イ 身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能または下肢機能の一部
 - ウ 障害基礎年金1級・2級
 - ・精神障害者手帳1級の交付を受けた方（平成27年1月から新たに対象となりました。ただし、精神病床への入院にかかる保険診療の一部負担金は助成対象外です）
- ※平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。

<所得制限> 令和4年10月1日より、所得状況に応じ受給資格に制限があります。この所得制限は、毎年対象者本人の所得審査を行うもので、本人の所得が所得制限基準額を上回る場合、次回所得審査時まで医療費の助成が受けられなくなります。

・限度額

所得額の算定は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第7条を基準とします。

| 扶養親族の数 | 所得制限基準額 | 給与収入換算額 |
|--------|------------|------------|
| 0人 | 3,604,000円 | 5,180,000円 |
| 1人 | 3,984,000円 | 5,656,000円 |
| 2人 | 4,364,000円 | 6,132,000円 |
| 3人 | 4,744,000円 | 6,604,000円 |
| 4人 | 5,124,000円 | 7,027,000円 |
| 5人 | 5,504,000円 | 7,449,000円 |

- ・扶養人数0人のときの所得制限基準額を基準に、1人に月38万を加算
- ・当該扶養親族が、同一生計配偶者（70歳以上）若しくは老人扶養親族の場合はさらに10万円を加算
- ・特定扶養親族（※1）又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）（※2）の場合は、さらに1人につき25万円を加算

※1 19歳以上23歳未満

※2 16歳以上 19歳未満

＜手続き等＞

- ① 福祉課で資格登録の手続きをしてください。資格登録をすると医療費受給者証が交付されます。ただし、所得制限に該当した場合には、支給停止通知書が交付されます。
- ② 医療機関の窓口で、受給者証を健康保険証と一緒に呈示してください。保険診療の医療費の一部負担金の支払いが不要になります。ただし、次項に該当する場合は医療機関等の窓口で医療費を支払った後、申請書に領収書を添付したもの、または申請書の所定欄に医療機関が領収内容を記載したものを福祉課へ提出してください。
 - ・埼玉県外の病院を受診した場合
 - ・ひと月の一部負担金が21,000円を超えた場合（医療機関ごと、入院・外来別）
 - ・柔道整復、鍼灸の診療分
 - ・治療用装具（コルセットなど）を作ったとき（領収書と医療機関の診断書の提出が必要です）

※申請書は福祉課にあります。また嵐山町ホームページからダウンロードすることもできます。

＜資格登録の手続きに必要なもの＞

- ①手帳 ②健康保険証 ③受給者名義の普通預金通帳 ④印鑑
⑤個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類 ⑥課税証明書

窓口：福祉課社会福祉担当 電話：62-0716

●自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）

自立支援医療とは、障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことで、指定の医療機関で受けられます。医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

| 「世帯」の町民税非課税 | | | 「世帯」の町民税課税 | | |
|--------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-----------------------|--|
| 一定所得以下 | | | 中間所得層 | | 一定所得以上 |
| 生活保護 | 収入≤80万円 | 収入>80万円 | 町民税（所得割）<3万3千円 | 3万3千円≤町民税（所得割）<23万5千円 | 23万5千円≤町民税（所得割） |
| 生活保護 負担0円 | 低所得1 負担上限月額 2,500円 | 低所得2 負担上限月額 5,000円 | 中間所得層1 | 中間所得層2 | 一定所得以上 公費負担対象外 （医療保険の負担割合・負担限度額） |
| | | | 負担上限月額 医療保険の自己負担限度額 | | |
| | | | 中間所得層1 （重度かつ継続） | 中間所得層2 （重度かつ継続） | 一定所得以上 （重度かつ継続） |

| | | | | | |
|--|--|--|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 負担上限額 5,000 円 | 負担上限額 10,000 円 | 負担上限額 20,000 円 |
|--|--|--|------------------|-------------------|-------------------|

○更生医療の給付

国等が指定する医療機関で、障害の除去や軽減、機能を回復するための医療を受けることができます。手術・治療等を受ける前に手続きが必要ですので、あらかじめ福祉課へご相談ください。

＜対象者＞ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

＜手続きに必要なもの＞※印の書類は福祉課の窓口にあります。

- ①自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（※）
 - ②医学的意見書（※）
 - ③医療費概算額算定書（※）
 - ④手帳
 - ⑤保険証の写し（受診者と同一の医療保険に加入している、すべての人の分）
 - ⑥印鑑
 - ⑦世帯の所得状況を確認できる、いずれかのもの
 - ・世帯員の町民税（非）課税証明書（転入等で町で確認出来ない場合のみ）
 - ・町民税非課税の人は、本人の受給している年金・手当等の額がわかる書類（振込通知等）
 - ⑧個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類
- ※医療の内容によって、その他に書類が必要な場合があります。

○育成医療の給付

国等が指定する医療機関で必要な治療を受ける場合、その医療が給付されます。手術・医療等を受ける前にあらかじめ福祉課へご相談ください。

＜対象者＞ 18歳未満の身体に障害のある児童

＜手続きに必要なもの＞※印の書類は福祉課の窓口にあります。

- ①自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（※）
 - ②医学的意見書（※）
 - ③世帯調書（※）
 - ④印鑑
 - ⑤保険証の写し（受診者と同一の医療保険に加入している、すべての人の分）
 - ⑥世帯の所得状況を確認できる、いずれかのもの
 - ・世帯員の町民税（非）課税証明書（転入等で町で確認出来ない場合のみ）
 - ・町民税非課税の人は、本人の受給している年金・手当等の額がわかる書類（振込通知書等）
 - ⑦個人番号が確認できる書類と、身元の確認ができる書類
- ※医療の内容によって、その他に書類が必要な場合があります

○精神障害者通院医療費の給付

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、躁うつ病、てんかんなどの精神障害治療のため、継続的な通院治療が必要な場合に医療費の一部を公費で負担しています。福祉課の窓口で手続きをしてください。

＜対象者＞ 指定医療機関で精神科医療（外来）を受けている方

<手続きに必要なもの>※印の書類は福祉課の窓口にあります。

- ①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書（※）
- ②意見書（※）
- ③印鑑
- ④保険証の写し（受診者と同一の医療保険に加入している、すべての人の分）
- ⑤世帯の所得状況を確認できる、いずれかのもの
 - ・世帯員の町民税（非）課税証明書または課税状況確認のための同意書（※）
 - ・生活保護受給証明書
 - ・町民税非課税の人は、本人の受給している年金・手当等の額がわかる書類（振込通知等）
- ⑥自立支援医療受給者証（更新の場合のみ）
- ⑦個人番号が確認できる書類と身元が確認できる書類

窓口：福祉課社会福祉担当 電話：62-0716

●していなんびょう いりょうきゅうふ指定難病の医療給付

いわゆる難病のうち、指定難病の治療を受け、一定の認定基準を満たしている方を対象として医療費の給付を行っています。詳しくは、東松山保健所にお問い合わせください。

●しょうにまんせいとくていしつべいいりょう小児慢性特定疾病医療

次の病気にかかって治療している18歳未満の方を対象に医療費の給付を行っています。（新規申請は18歳未満まで。ただし、受給者証をお持ちの方で18歳を過ぎてもなお治療が必要な場合は、20歳未満まで）詳しくは、東松山保健所にお問い合わせください。

<小児慢性特定疾病一覧>

- 1. 悪性新生物 2. 慢性腎疾患 3. 慢性呼吸器疾患 4. 慢性心疾患
- 5. 内分泌疾患 6. 膠原病 7. 糖尿病 8. 先天性代謝異常 9. 血液疾患
- 10. 免疫疾患 11. 神経・筋疾患 12. 慢性消化器疾患
- 13. 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 14. 皮膚疾患
- 15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患

窓口：東松山保健所 東松山市若松町2-6-45 電話：22-0280